## 議案第15号

愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部改正について

愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成31年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

## 提案理由

この案を提出するのは、愛知県道路占用料条例の改正に伴い、公共物等に係る占用料の額を改定するため必要があるからである。

愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部を改正 する条例

(愛西市公共物管理条例の一部改正)

第1条 愛西市公共物管理条例(平成17年愛西市条例第130号)の一部 を次のように改正する。

別表柱類を設置する場合の項中「770」を「990」に、「1,200」を「1,500」に、「1,600」を「2,100」に、「690」を「890」に、「1,100」を「1,400」に、「1,500」を「1,900」に、「69」を「89」に改め、同表電線類を設置する場合の項中「7」を「9」に、「4」を「5」に改め、同

表管類を設置する場合の項中、 41 を 53 に、

「62」を「80」に、「83」を「110」に、「120」を「160」に、「170」を「210」に、「290」を「370」に、「410」を「530」に、「830」を「1,100」に改め、同表看板を設置する場合の項中「2,100」を「2,200」に改め、同表工事用施設等を設置する場合の項中「210」を「220」に改める。

(愛西市道路占用料条例の一部改正)

第2条 愛西市道路占用料条例(平成17年愛西市条例第131号)の一部 を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

占用物件の種類	区分	単位	占用料
			(単位:円)
法第32条第1	第1種電柱	1本1年につき	990
項第1号に掲げ	第2種電柱	1本1年につき	1,500

る工作物	第3種電柱	1本1年につき	2,100
	第1種電話柱	1本1年につき	8 9 0
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900
	その他の柱類	1本1年につき	8 9
	共架電線その他上空に	長さ1メートル1	9
	設ける線類	年につき	
	地下に設ける電線その	長さ1メートル1	5
	他の線類	年につき	
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	8 7 0
	地下に設ける変圧器	占用面積 1平方	5 3 0
		メートル1年につ	
		き	
	変圧塔その他これに類	1個1年につき	1,800
	するもの及び公衆電話		
	所		
	郵便差出箱及び信書便	1個1年につき	7 4 0
	差出箱	+	0 0 0 0
	広告塔	表示面積 1平方	2,200
		メートル1年につ き	
	その他のもの	占用面積 1 平方	1,800
		メートル1年につ	1,000
		t	
法第32条第1	外径が0.07メート		3 7
項第2号に掲げ	ル未満のもの	年につき	
る物件	外径が 0.07メート	長さ1メートル1	5 3
	ル以上0.1メートル	年につき	
	未満のもの		
	外径が 0. 1メートル		8 0
	以上0.15メートル	年につき	
	未満のもの		
	外径が0.15メート	, , ,	1 1 0
	ル以上0.2メートル	牛につき	
	未満のもの	目ション しょす	1.00
	外径が0.2メートル		1 6 0
1	以上0.3メートル未	十につる	

以上 0. 4メートル未 年につき 満の もの 外径が 0. 4メートル 長さ1メートル1 以上 0. 7メートル未 年につき 満のもの	
満のもの 外径が0.4メートル 長さ1メートル1 3 以上0.7メートル未 年につき 満のもの 外径が0.7メートル 長さ1メートル1 5 以上1メートル未満の 年につき もの 外径が1メートル以上 長さ1メートル1 1,1 のもの 上 1,1 で 年につき 上 1,1 で 年につき 上 1,1 で 年につき 上 1,8 で スートル1年につ	3 0
************************************	3 0
外径が0.4メートル 以上0.7メートル未 満のもの       長さ1メートル1 年につき       3         外径が0.7メートル 以上1メートル未満の もの       年につき       5         水径が1メートル以上 のもの       長さ1メートル1 年につき       1,1         法第32条第1 項第3号及び第       占用面積 1平方 メートル1年につ       1,8	3 0
以上0.7メートル未 満のもの年につき外径が0.7メートル 以上1メートル未満の もの 外径が1メートル以上 のもの長さ1メートル1 年につき法第32条第1 項第3号及び第占用面積 1平方 メートル1年につ	3 0
満のもの 外径が 0. 7メートル 長さ 1 メートル 1 以上 1 メートル未満の 年につき もの 外径が 1 メートル以上 長さ 1 メートル 1 のもの  生につき  法第 3 2 条第 1 項第 3 号及び第  満のもの  本につき  上用面積 1 平方 メートル 1 年につき	0 0
外径が 0. 7メートル 長さ 1メートル 1 5 はの 年につき もの 外径が 1メートル以上 長さ 1メートル 1 1, 1 のもの 年につき は第 3 2条第 1 項第 3 号及び第 占用面積 1平方 メートル 1 年につ	0 0
以上1メートル未満の もの年につき外径が1メートル以上 のもの長さ1メートル1 年につき1,1 1,1 4法第32条第1 項第3号及び第占用面積 メートル1年につ1,8 1,8 1,8	0 0
もの       外径が1メートル以上 長さ1メートル1 1,1 でのもの         年につき       上用面積 1平方 メートル1年につ	
外径が1メートル以上長さ1メートル11,1のもの年につき法第32条第1占用面積 1平方1,8項第3号及び第メートル1年につ	
のもの年につき法第32条第1占用面積 1平方1,8項第3号及び第メートル1年につ	
法第32条第1占用面積 1平方1,8項第3号及び第メートル1年につ	) 0
項第3号及び第 メートル1年につ	0 (
項第3号及び第 メートル1年につ	
4 号に掲げる施 き	
,	
設	
法第32条第1 上空に設ける通路 占用面積 1平方 1,1	0 (
項第5号に掲げ メートル1年につ	
る施設 き	
地下に設ける通路 占用面積 1 平方 6	6 0
メートル1年につ	
<u> </u>	
その他のもの	0 (
メートル1年につ	
さ	
	2 2
項第6号に掲げしに際し、一時的に設 メートル1日につ はスメの ***	
る施設     けるもの     き       その他のもの     占用面積 1 平方     2 :	
その他のもの   占用面積 1 平方   2 :	2 0
き	
	2 0
に掲げる物件 チであるもけるもの メートル1月につ	- 0
のを除く。)	
その他のも 表示面積 1 平方 2,2	0 (
の メートル1年につ	

1			き	
	標識		- 1本1年につき	1,400
	旗ざお	祭礼、縁日	1本1日につき	2 2
		その他の催		
		しに際し、		
		一時的に設		
		けるもの		
		その他のも	1本1月につき	2 2 0
		の		
	幕(令第7	祭礼、縁日	その面積 1平方	2 2
	条第4号に	その他の催	メートル1目につ	
	掲げる工事	しに際し、	き	
	用施設であ	一時的に設		
	るものを除	けるもの		
	⟨∘ )	その他のも	その面積 1平方	2 2 0
		0)	メートル1月につ	
			き	
	アーチ	車道を横断	1基1月につき	2,200
		するもの		
		その他のもの	1基1月につき	1,100
令第7条第2号		<u> </u>	占用面積 1平方	1,800
に掲げる工作物			メートル1年につ	
			き	
令第7条第3号			占用面積 1平方	A 1 C 0 . 0 3 4
に掲げる施設			メートル1年につ	を乗じて得た額
			き	
令第7条第4号			占用面積 1平方	2 2 0
に掲げる工事用			メートル1月につ	
施設及び同条第			き	
5号に掲げる工				
事用材料				
令第7条第11			占用面積 1平方	Aに0.017
号に掲げる応急		面トに設け	メートル1年につ	を乗じて得た額
仮設建築物	るもの	7 1 0	き	A)70 00 1
	上空に設け	るもの		Aに0.024
			メートル1年につ き	を乗じて得た額

			Aに0.034 を乗じて得た額
	さ		
令第7条第12	占用面積	1平方	Aに0.034
号に掲げる器具	メートル1	年につ	を乗じて得た額
	き		

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成31年4月1日前に第1条の規定による改正前の愛西市公共物管理条例第4条第1項又は第6条の規定により許可を受けたことにより公共物を占用していた者が同日以後において引き続き同一の占用物件により当該公共物を占用する場合の当該占用物件に係る平成31年度以後の各年度の占用料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合につき、当該占用物件に係る平成30年度の占用の期間に相当する期間と当該占用物件に係る平成30年度の占用の期間が異なる場合にあっては、当該占用物件に係る平成30年度の占用の期間が異なる場合にあっては、当該占用物件に係る平成30年度の占用の期間として第1条の規定による改正前の愛西市公共物管理条例第7条及び別表の規定により算出した当該占用物件に係る占用料の額)に平成30年4月1日から平成31年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.2のべき乗を乗じて得た額(以下この項において「調整占用料額」という。)とする。
  - (1) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第12項に規定するガス事業者、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者 第1条の規定による改正後の愛西市公共物管理条例第7条及び別表の規定により算出した当該占用物件に係る平成31年度以後の各年度の占用料の額(次号において「新占用料額」という。)を当該占用者の事業所ごと

に合計した額が調整占用料額を当該占用者の事業所ごとに合計した額 を超える場合

- (2) その他の者 新占用料額が調整占用料額を超える場合
- 3 前項の規定は、平成31年4月1日前に道路法(昭和27年法律第180 号) 第32条第1項若しくは第3項(これらの規定を同法第91条第2項 において準用する場合を含む。)の規定により許可を受け、若しくは同法 第35条(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定に より同意を得、又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法 律第39号)第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定に より許可を受け、若しくは同法第21条の規定により協議が成立したこと により道路又は道路予定区域を占用していた者が同日以後において引き続 き同一の占用物件により当該道路又は道路予定区域を占用する場合の当該 占用物件に係る平成31年度以後の各年度の占用料の額について準用する。 この場合において、前項中「第1条の規定による改正前の愛西市公共物管 理条例第7条及び別表」とあるのは「第2条の規定による改正前の愛西市 道路占用料条例第2条及び別表」と、同項第1号中「第1条の規定による 改正後の愛西市公共物管理条例第7条及び別表」とあるのは「第2条の規 定による改正後の愛西市道路占用料条例第2条及び別表」と読み替えるも のとする。